
**令和2年度 第4回
川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会
議 事 要 旨**

【日 時】 令和2年11月25日（水）14:00～15:40

【場 所】 川口市役所第一本庁舎5階501会議室

【出席者】

1 委 員

田中委員（会長）、新谷委員、吉井委員、小川委員、松本委員、永瀧委員、小巻委員、吉田委員、片山委員、森田委員、成川委員、中島委員

2 事務局

藤波部長、須佐次長、小柳補佐、蛭名補佐、神田補佐、市村補佐、金子補佐、片岡補佐、菅野主任

【日 程】

1 開 会

2 議 題

（1）計画素案について

（2）パブリックコメントの実施について

3 閉 会

【配布資料】

- ・川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 委員名簿
- ・第2回川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 席次表
- ・次期計画素案

[議事要旨]

1 開 会

会長より開会の挨拶が行われた。

2 議 題

(1) 計画素案について

【質疑応答・意見】

(委 員) 7ページの地域生活支援体制の確保で、「入所等から地域生活～」とあるが、この「等」はグループホーム、入院など、何を指しているのか。また、「地域生活」とあるが、77ページには「一人暮らし」という表現もあり、概念が混在しているので整理すべきではないか。8ページ、「重症心身障害児」とあるが「者」はどのように考えているのか。8ページの「発達障害者への支援体制の充実」、86ページの「発達障害者等への支援」と表現が一致していないので「発達障害児者等への支援」と統一してはどうか。

(事務局) 7ページは国の基本指針の一部改正部分を記載しているものであり、市にあわせた内容・表現とはなっていない。「等」について、国からの詳細説明はないが、入所・入院など幅広いものを含むと考える。

(委 員) 越谷特別支援学校の7割近くが川口在住の重度の障害児であり、この地域課題をどこかに反映すべきではないか。

(事務局) 国の基本指針を受けての市の取組みは、第4章に記載しており、この中に含まれている。本計画は量を定める計画であり、ご指摘の部分は障害者福祉計画で記載していくものとも考える。

(委 員) 7ページの障害者の多様な社会参画の機会創出について、どのような取組みを想定しているのか。また、多様な障害特性に対するサービス提供体制の推進とあるが、どのような取組みなのか。

(事務局) 社会参画については、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に記載されている内容を踏まえて、取組みを推進していく。依存症対策については、誤解や偏見を解消するための関係職員への研修、幅広い普及啓発を行う。

(委 員) 個人情報の把握が難しいことは理解するが、2章に難病の現状がないので、記載すべきではないか。

(事務局) 今後の検討課題とする。

(委 員) 43ページの合理的配慮について、小中学校での取組みを知りたい。

(事務局) 本日も説明ができる委員（校長先生）が不在のため、次回での説明とさせていただきます。

(委 員) 24ページの「好きなものが食べられない」には、口腔内のトラブルなども含まれると解釈して良いのか。

(事務局) 場面を指定していないので、様々な要素が含まれている可能性がある。

(会 長) 25ページ、日中に自宅にいる障害者が多いという視点は、計画にはどのように反映するのか。

(事務局) 具体的な理由を個別に把握し、対応していかなければいけないが、80ページに記載の相談支援（アウトリーチ支援）などを活用して、取り組んでいく。

- (委員) 市内の6%以上が外国人となっている状況があるので、障害者の内訳として外国人を記載することはできるのか。外国人障害者への施策が記載されていない。
- (事務局) 日本人と外国人を区別しての集計はしていない。
- (会長) 44ページ、(5)と(10)が連動している。(5)を「個々の障害特性や生活形態によりさまざまです」と修正してはどうか。注記19のケアプランについての説明も修正してはどうか。45ページ、住まいとしての選択肢として「病院」も含めると広すぎるので削除すべきではないか。
- (事務局) 会長と調整のうえ修正する。
- (委員) 50ページの①障害者の権利擁護と合理的配慮の取組みについて、今後3年間の方針として、権利擁護センターの創設を検討してはどうか。
- (事務局) ご意見をもとに検討する。
- (委員) 53ページの①雇用・就労の促進について、「福祉的就労のあり方について検討」とあるが、どのような内容なのか。
- (事務局) 就労継続支援A・B型事業所の工賃を上げるための事業の検討や、個々の状態に応じた福祉的就労のあり方などについて検討していく。
- (委員) 76ページの⑩短期入所(福祉型)について、令和3年度以降の見込量が3年間同じとなっている。現場の実態としては利用が増えているのだが、どのように見込量を設定したのか。
- (事務局) 短期入所の併設をグループホーム開設時にお願いしているが、サービスを提供する事業所が増えないため、同数としている。
- (委員) 空いている特養の部屋を活用など、もっと柔軟に確保する方法を考えてはどうか。
- (会長) 介助者の年齢もあがっていくことから、必要とされる重要なサービスと考える。
- (委員) 自立支援協議会で効率的な利用・確保方法について検討を行っており、これができると上手く確保できるのではないか。
- (事務局) しらゆりの家で受け入れられなかった短期入所利用希望者が、併設型のグループホームを利用できるよう、取組みを進めている。
- (委員) どこの事業所が実施しているのか、その情報開示をお願いしたい。
- (事務局) 市のホームページで開示しているが、情報の周知方法について、自立支援協議会、施設運営団体連絡会の意見を踏まえて検討する。
- (委員) 身体障害が中心など施設にはそれぞれ特性があり、受け入れの可否が変わってくるため、そのあたりの整理も必要だと考えている。
- (事務局) ご意見を踏まえ、見込量を検討する。
- (委員) 77ページの①自立生活援助について、「障害者支援施設やグループホーム等」とあるが「自宅」は入っているのか。
- (事務局) 「等」に入っている。
- (委員) ホームページ以外での情報周知、窓口での相談もしっかりと行ってもらいたい。
- (事務局) 1か所で相談対応できるよう、資質向上の取組みを進める。
- (会長) 96ページの移動支援、98ページの日中一時支援について、見込量がほぼ同じ理由は何か。ニーズがないのか事業所がないのかどうか。
- (事務局) 実績に基づいて算定している。移動支援は長期かつ慢性の場合は利用不可としているが、

バスポイントまでの移動ができるようにするため、2～3か月の期間限定のトライアルとしての利用は可能である。

(会 長) 地域生活支援事業は市町村の判断で決められるので、需要があれば考えていくことが必要である。

(委 員) 82ページの②医療型発達支援について、利用が低くなっている理由は何か。

(事務局) コロナの影響によるものである。

(委 員) 83ページの④保育所等訪問支援について、専門の児童指導員、保育士は充足しているのか。

(事務局) 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所において、経験を積んだ人が対応しているため、専門職は充足している。

(委 員) 83ページの⑤居宅訪問型児童発達支援について、実績がゼロとはどういう状況か。

(事務局) 市内に事業所がないとともに、支給決定者もない。

(委 員) 91ページの④成年後見制度利用支援事業について、生活保護を受けている人以外は事業を知らない状況がある。成年後見センターに来た相談者の成年後見へ繋がった人数などがみえると良いのではないか。

(事務局) 利用支援事業の周知について、統計的な把握が可能かどうか検討する。

(2) パブリックコメントの実施について

【質疑応答・意見】

なし

3 閉 会

事務局より、次回の予定について連絡があった。

以 上